

平成19年分所得の申告相談が始まります

平成19年分の所得税（平成20年度市県民税、国民健康保険税等）の申告相談が2月中旬より始まります。

所得金額の多少に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅・国民年金等の各種申請時に支障をきたします。必ず適正な申告をするようにしましょう。

確定申告が必要な人

一般の人の場合
 農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人
 公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人
 生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人など

給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。
 ただし、次の人は確定申告をする必要があります。

給与所得および退職所得以外の収入がある人
 2力所以上から給与を受けている人

確定申告により

税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金（退職者で年末調整をしていない人、配当所得のある人）や、予定納税で所得税を納め過ぎの人
 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人
 初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の摘要を受ける人

給与・公的年金所得者で確定申告をする人は、『源泉徴収票』が必要になります。各種の保険料払込証明書や領収書と合わせて、申告相談まで大切に保管しておきましょう。

農家の皆さんへ

農業所得について、各自で通帳や帳簿、出荷先（農協・市場等）で調べた農産物ごとの収入金額、科目ごとの経費金額により「収支計算書」を作成し、申告相談に持参してください。昨年中に農業用機械を購入した場合はその領収書等も併せて持参してください。

農業用機械の経費（減価償却費）の計算が複雑なため、収支内訳書を完成させるのが困難な人は、分かる範囲まで記入して申告時に諸帳簿を持参してください。



申告日程などについては、2月号の広報と一緒にお知らせします

申告相談会場について

申告会場は次の7カ所です。
 平成20年1月1日現在に住所がある町の申告相談会場で、申告をしてください。

住所がある町	会場(受付時間：午前9時～午後4時)	問い合わせ (税務課および各支所市民サービス課)
高瀬町	三豊市役所(旧高瀬庁舎)西館大会議室	☎73-3006
山本町	山本庁舎 2階小会議室	☎63-1000
三野町	三野町社会福祉センター 1階会議室	☎73-3111
豊中町	豊中町福祉会館 1階会議室	☎62-1000
詫間町	詫間福祉センター 第1会議室	☎83-3111
仁尾町	仁尾庁舎 2階会議室	☎82-5100
財田町	財田町公民館 中会議室	☎67-0100

申告相談に持っていくもの

所得金額がわかるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書（原本）
収支内訳書

事業所得（営業、農業、不動産）のある人は、収支内訳書が必要です。農業所得の申告方法は収支計算でのみ受け付けるようになりました。すでに帳簿などで収支計算した人は、税務課および各支所市民サービス課に「収支内訳書」を置いてありますので、申告相談までに記入を済ませておいてください。

不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得に対応した額の証明も添付する必要があります。

所得控除金額などがわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書

なお、国民健康保険税、介護保険料の支払証明書は、税務課および各支所市民サービス課窓口にて発行しています。国民健康保険税、介護保険料の支払証明書は、市の申告相談へ来られる場合は必要ありませんが、税務署などで申告される人はこの証

明書をお使いください。

医療費の領収書

医療費控除を申請される場合には

医療費の合計額をあらかじめ計算し

ておいてください。

住宅借入金特別控除関係書類

身体障害者手帳等

障害者控除を申請される人は、申告の際に身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保険福祉手帳などの提示が必要になります。

また、要介護4もしくは要介護5の認定をうけている人は、介護保険課および各支所市民サービス課で発行される「認定証明書」を申告の際に提出していただくことで障害者控除を受けることができます。

申告に必要なもの

印鑑

所得税の還付を受ける人や所得税を納める人は、必ず本人名義の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。また、納める人については、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。

なお、プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた人のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料（源泉徴収票など）を持参してください。

三豊市納税通知書発送用封筒広告を募集します

市では新たな財源確保の一環として、納税通知書発送用封筒への広告掲載を実施します。

次のとおり市が使用する平成20年度の納税通知書発送用封筒への企業広告を募集しますので、ぜひご利用ください。

広告媒体について

掲載規格等について

掲載位置 封筒の裏面

掲載枚数 募集番号ごとに1枚

規格 縦6センチメートル×横17センチメートル

刷色 単色刷（黒色）

使用期間 平成20年度内の

納税通知書発送分

募集期間

1月7日（月）～31日（木）

申し込み方法等

税務課窓口に備え付け（または市ホームページからダウンロード）の「三豊市納税通知書用封筒広告掲載申込書」に必要な事項をご記入のうえ、次の添付書類を添えてお申し込みください。

・事業者はその事業内容がわかる書類
・広告原稿または

広告イメージを記載したものを

お申し込みの際は、市ホームページに掲載の「三豊市広告事業実施要綱・実施基準」および「三豊市納税通知書用封筒広告掲載要領」をご覧になるか、税務課窓口でご確認ください。

問い合わせ

税務課 73・3006

募集番号	封筒名（平成20年度）	印刷部数（予定）	当初発送時期（予定）	最低募集価格（消費税および地方消費税を含む）
1	固定資産税納税通知書発送用封筒	32,000枚	4月1日	67,200円
2	軽自動車税納税通知書発送用封筒	12,000枚	5月1日	25,200円
3	市・県民税納税通知書発送用封筒	20,000枚	6月1日	42,000円
4	国民健康保険税納税通知書発送用封筒	20,000枚	7月1日	42,000円